

# おくやみハンドブック



## 〈おくやみコーナー〉

ご遺族の方の区手続きに関する相談をお受けいたします。  
事前にご予約いただくと必要な区の手続きをワンストップ  
で行っていただくことができます。

○予約電話 **03-3546-5663**

(予約受付：平日 午前8時30分～午後4時)

ご予約は来庁希望日の**4開庁日前**まで

※詳細はP.2をご確認ください。

## ご遺族の方へ

このたびは大切な方のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族の方におかれましては、今後、葬儀などが終わったのちも、相続のほか年金や保険等、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

中央区では、それらのうち、主に区へ申請・届出いただく手続きを、少しでも分かりやすく、スムーズに進められるよう「おくやみハンドブック」を作成しました。また、区役所1階に「おくやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。どうぞ、ご利用ください。

## 目次

おくやみコーナーのご案内	P.2
来庁時の持ち物について	P.3
区役所での主な手続きチェックリスト	P.5
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）	P.7
主な手続き	
①戸籍・住民記録	P.9
②年金	P.13
③保険	P.14
④介護	P.16
⑤高齢者	P.18
⑥障害・保健	P.20
⑦子ども	P.28
⑧特別区民税・都民税・森林環境税	P.33
⑨原付バイク	P.34
⑩その他	P.34
亡くなられた方が会社員だった場合	P.35
お墓の改葬の手続きについて	P.36
区役所以外での主な手続き一覧	P.37
相続に関する手続きチェックリスト	P.39
不動産の相続登記の申請が義務化されました	P.41
法定相続情報証明制度について	P.43
その他の相談	P.45
区民葬儀を利用したい方	P.46

## おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーは、ご家族などの身近な方が亡くなられた際、ご遺族の方々が区役所で行う各種手続きに関する不安や負担を軽減するため、手続きの相続対応、申請書の作成補助、各種証明書の取得支援などをワンストップで行う窓口です。ひとりひとりに合ったご案内を行うために、事前にご予約をお願いします。

### おくやみコーナー

#### ●場所

中央区役所 1階 おくやみコーナー

#### ●日時

＜来庁者サポート（予約制）＞

火曜日・木曜日・金曜日（祝日を除く）

①午前9時から

②午前10時30分から

③午後1時から

④午後2時30分から

※30分から60分程度かかります。

＜予約受付・相談対応＞

月曜日から金曜日（祝日を除く）

午前8時30分から午後4時まで

#### ●予約方法

来庁希望日の4開庁日前までにご予約をお願いします。

・電話予約 **03-3546-5663** おくやみコーナー予約専用ダイヤル

月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から  
午後4時までにお電話ください。

・ネット予約 <https://logofrm.jp/form/CxKB/okuyami>

おくやみコーナー予約サイト（24時間受付）



予約申し込みフォーム

#### ●おくやみコーナーでできるお手続き

おくやみハンドブック P.5-6 チェックリストをご確認ください。

#### ●その他

- ・おくやみコーナーの利用は、亡くなられた方の住民登録地が中央区の方に限ります。
- ・お手続きによって、担当課での手続きが必要なものもあります。
- ・死亡届の情報が中央区に届いていないなど、お亡くなりになったことが予約時に区のシステムで確認ができない場合、予約日を調整させていただく可能性があります。
- ・予約なしで来庁された場合は、来庁者サポートはご利用いただけませんが、区役所での必要な窓口サービスをご案内いたします。（利用者対応中は、お待たせする場合がございます。）

## 来庁時の持ち物について

おくやみコーナーにお越しの際は、次のものをお持ちください。

- 以下に記載している【ご遺族の方】と【亡くなられた方】の必要な持ち物
- P.9以降のお手続きのうち必要な手続きにかかる持ち物

### ご遺族の方の必要な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 印鑑（※朱肉を使うもの）
- 預貯金通帳 相続人・喪主などの銀行口座番号が分かるものが必要です。  
※相続人の喪主が来庁できない場合、P.4の委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要な持ち物

- マイナンバーカード
- 国民健康保険被保険者証（資格確認書）、後期高齢者医療保険被保険者証（資格確認書）
- 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- その他、中央区から交付されたものなど

### 本人確認書類について

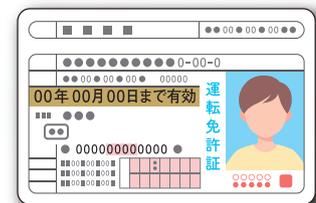
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

各種健康保険被保険者証（資格確認書）、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



法律で定められた申請者（法定相続人）の方が窓口に来庁できない場合、**以下の委任状をコピーしてご活用ください。**  
※コピーした委任状に委任者（頼む方）がすべて自署してください。  
※代理人の方は、下記の委任状、ご自身の本人確認書類、おくやみコーナーにお持ちいただくものを必ずお持ちください。

## 委任状

中央区長宛て

委任状を記入した日 令和 年 月 日

委任者(頼む方)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 大 昭 平 令 年 月 日

日中に連絡がとれる電話番号 \_\_\_\_\_

故人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 大 昭 平 令 年 月 日

委任者(頼む方)との関係 \_\_\_\_\_

私は、次のものを代理人として、故人にかかる次の事項を委任します。

代理人(頼まれた方)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任事項

おくやみコーナーなどで行う以下の権限を委任します。

- 戸籍(除籍)全部事項証明書(戸籍(除籍)謄本)・戸籍の附票等の取得、住民票の除票の取得、世帯主変更届
- 難病患者福祉手当の未支給手当の請求
- 子ども医療証の変更・児童手当・ひとり親手当に関する手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の送付先解除申請
- 国民健康保険の世帯主変更申請

# 区役所での主な手続きチェックリスト (手続き事項をご確認いただき、該当ページを参照してください)

※おくやみコーナーで手続きが可能な項目には○がついています。

区分	番号	手続き事項	おくやみコーナーでの受付	チェック	該当ページ
① 戸籍・住民記録	1	亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった方	○	<input type="checkbox"/>	P.9
	2	中央区に住民票の登録をしていた方	○	<input type="checkbox"/>	P.11
	3	世帯主だった方	○	<input type="checkbox"/>	
	4	印鑑登録をしていた方	○	<input type="checkbox"/>	P.12
	5	通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	
② 年金	6	年金を受給していた方		<input type="checkbox"/>	P.13
	7	年金を受給していない方		<input type="checkbox"/>	
③ 保険	8	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた方	○	<input type="checkbox"/>	P.14
	9	保険料の未納がある方(国保・後期)		<input type="checkbox"/>	P.15
	10	保険料に過払いがある方(国保・後期)		<input type="checkbox"/>	
④ 介護	11	65歳以上または介護認定を受けていた方	○	<input type="checkbox"/>	P.16
	12	高額介護サービス費を受給していた方		<input type="checkbox"/>	
	13	保険料の未納がある方(介護)		<input type="checkbox"/>	P.17
	14	保険料に過払いがある方(介護)		<input type="checkbox"/>	
⑤ 高齢者	15	おとしより介護応援手当を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>	P.18
	16	おむつ代助成を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>	
	17	一般寝台の貸与を受けていた方		<input type="checkbox"/>	P.19
	18	緊急通報システムを利用していた方		<input type="checkbox"/>	
	19	徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方		<input type="checkbox"/>	
⑥ 障害・保健	20	身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	P.20
	21	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	
	22	障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	P.21
	23	東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	P.22
	24	医療費助成制度の認定を受けていた方	○	<input type="checkbox"/>	
	25	心身障害者福祉手当を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>	
	26	難病患者福祉手当を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>	

区分	番号	手続き事項	おくやみ コーナーで の受付	チェック	該当 ページ	
⑥ 障害・ 保健	27	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>	P.23	
	28	特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）を受給していた方		<input type="checkbox"/>	P.24	
	29	特別児童扶養手当または児童育成手当（障害手当）の対象だった児童		<input type="checkbox"/>		
	30	自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成	○	<input type="checkbox"/>	P.25	
	31	知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方		<input type="checkbox"/>		
	32	緊急通報システムを利用していた方		<input type="checkbox"/>		
	33	福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方	○	<input type="checkbox"/>		
	⑦ 子ども	34	東京都都営交通無料乗車券（磁気式）をお持ちだった方	○	<input type="checkbox"/>	P.26
		35	公害医療手帳をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
		36	被爆者健康手帳をお持ちの方		<input type="checkbox"/>	
37		子ども医療証に記載の保護者の方	○	<input type="checkbox"/>	P.28	
38		児童手当を受給していた方		<input type="checkbox"/>	P.29	
39		18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方		<input type="checkbox"/>	P.30	
40		児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方		<input type="checkbox"/>		
⑧ 特別区 民税・ 森林 環境 税・ 都民 税	41	保育園に通園・申し込みしている子がいる方		<input type="checkbox"/>	P.31	
	42	学童クラブ・プレディを利用（利用申請）している子がいる方		<input type="checkbox"/>		
	43	①就学援助費または就学奨励費を受給していた方 ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方		<input type="checkbox"/>	P.32	
⑨ 原付 バイク	44	課税されていた方		<input type="checkbox"/>	P.33	
	45	口座振替で納税していた方		<input type="checkbox"/>		
⑩ その他	46	原付バイク（125cc以下）を所有していた方		<input type="checkbox"/>	P.34	
	47	犬を飼っている方		<input type="checkbox"/>		
	48	個別に行政サービスの提供を受けている方（広報紙の個別配送など）		<input type="checkbox"/>		

## 身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (37 ページ参照)</li> <li>○相続人調査</li> <li>○遺言調査・遺言書の検認</li> <li>○相続財産調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(39 ページ参照)</li> </ul>
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (39 ページ参照)</li> </ul>
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (40 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告 (40 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>	

中央区で必要な手続きについては9ページから、受付窓口と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# ① 戸籍・住民記録

## 1 亡くなられた方の戸籍に関する証明が必要になった方

### 手続き詳細

死亡届を受けて戸籍に記載をします。死亡事項の記載に要する日数は、死亡届を中央区に出された場合は原則として3日後（日曜日及び閉庁日を除く）、中央区以外の区市町村に死亡届を出された場合はおおむね15日前後となります。

また、年金や相続の手続きなどで戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）が必要な場合、請求できるのは相続人にあたる方です。

※配偶者、直系血族または相続人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<p><b>【戸籍謄本などを取得する場合】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できる資料</p> <p>※中央区の戸籍で確認できる場合は不要です。</p> <p>※代理人が請求する場合は、委任状が必要です。</p> <p>※本籍が中央区以外にある方の戸籍の取得については条件がありますので、詳しくは戸籍係へお問い合わせください。</p>	<p>①区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5317</p> <p>②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253</p> <p>③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153</p> <p>④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096</p>
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	区民生活課 戸籍係 ☎ 03-3546-5314

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

# 戸籍の広域交付をご利用の方へ



従来、中央区に本籍地がある方についてのみ交付を行っていた戸籍謄本等に加えて他の区市町村の戸籍証明書の請求も可能となります。

## どこでも

本籍地が遠くでも、お住まいや勤務先の最寄りの区市町村の窓口で請求できる！

## まとめて

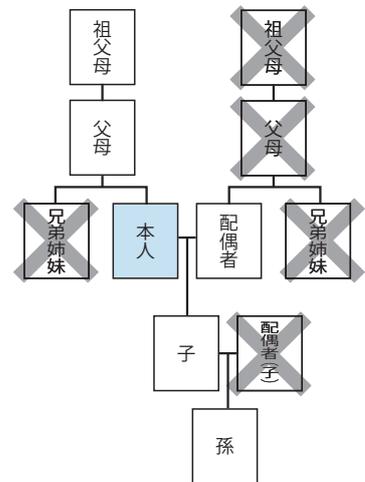
1か所の窓口で、ほしい戸籍がまとめて請求できる！



## 注意事項

- ・請求できる戸籍証明書は、全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本含む）です。
  - ・戸籍抄本（個人事項証明書）、一部事項証明書、戸籍の附票、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。
  - ・請求できる方は、本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子、孫など）に限られます。
  - ・父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。
  - ・請求する方が、市区町村の窓口にお越しになっていただく必要があります。
  - ・郵送や代理人、委任状による請求はできません。
  - ・窓口にお越しになった方は有効期限内の顔写真付き本人確認書類を提示する必要があります。  
（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど）
- ※顔写真付きの本人確認書類であっても、学生証など認められないものもあります。
- ・本籍の正確な表示が分かっていると取得できません。不明な方は住所地で本籍・筆頭者名入りの住民票を取得するなど事前にお調べください。
  - ・DV・ストーカー等支援措置対象者が在籍する戸籍は交付できません。
  - ・年金用に使う場合でも有料となります。
  - ・システム障害やアクセスの集中等により交付にお時間をいただいたり、交付できない場合があります。
  - ・中央区以外の戸籍の記載の進捗状況については、お答えできませんので、本籍地の自治体にお問合せください。

### < 本人の戸籍を請求できる方 >



手数料 ・全部事項証明書（戸籍謄本） 1通 450円  
・除籍全部事項証明書（除籍謄本、改製原戸籍謄本含む） 1通 750円

受付時間 平日 8:30～16:30

受付窓口 中央区役所 1階 5番窓口  
（特別出張所では受付していません。）

中央区ホームページ



取得方法等、詳しくは中央区ホームページをご覧ください。  
お問合せ先：区民生活課戸籍係 Tel 03（3546）5317

# ① 戸籍・住民記録

## 2 中央区に住民票の登録をしていた方

### 手続き詳細

死亡届を提出した区市町村を經由して住民票は除票となります。このため、住民票の除票に関する手続きはありません。ただし、亡くなられた方が世帯主であった場合は別途手続きが必要となる場合があります。また、亡くなられた方の住民票の除票が必要な場合は、死亡届の内容が住民票に反映されてから交付が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<b>【住民票の除票を取得する場合】</b> <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との相続関係が確認できる資料 (戸籍謄本などの相続人と確認できる資料)	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	<input type="checkbox"/> 住民票などの交付申請書 (HP でダウンロード可) <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類のコピー <input type="checkbox"/> 亡くなられた方との相続関係が確認できる資料 (戸籍謄本等の相続人と確認できる資料) のコピー <input type="checkbox"/> 手数料分の定額小為替 <input type="checkbox"/> 返信用封筒	区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320

## 3 世帯主だった方

### 手続き詳細

亡くなられた方以外に世帯員が2名以上いる場合は、世帯主が亡くなられた日から14日以内に世帯主の変更届が必要です。手続きができるのは、亡くなられた方と同じ世帯員の方または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状と委任者の本人確認書類の写しも必要です。	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

## 4 印鑑登録をしていた方

### 手続き詳細

亡くなられた方の印鑑登録は住民票の除票に伴い抹消となります。そのため、印鑑登録証はご返却いただくか、ご自宅で破棄をお願いします。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証 (窓口で回収を希望する場合のみ)	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

## 5 通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった方

### 手続き詳細

通知カードまたはマイナンバーカードについては、相続などの手続きで必要になる場合があります。(※法令上の返納義務はありません。)

なお、死亡届の提出によって、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは失効します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通知カード、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード (窓口で回収を希望する場合のみ)	①区民生活課 住民記録係 ☎ 03-3546-5320 ②日本橋特別出張所 区民係 ☎ 03-3666-4253 ③月島特別出張所 区民係 ☎ 03-3531-1153 ④晴海特別出張所 区民係 ☎ 03-3520-8096

## ② 年金

### 6 年金を受給していた方

#### 手続き詳細

年金を受給していた方が亡くなると、まだ受け取っていない年金（未支給年金）が発生します。この未支給年金の請求手続きについては、受給していた年金によって必要な手続きや提出書類が異なります。

亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。手続きできるのは、亡くなった当時、亡くなられた方と生計を同じくしていた、(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹 (7) その他3親等内の親族です。請求できる順位もこのとおりです。

- ① 老齢基礎年金及び各種基礎年金、老齢厚生年金及び各種厚生年金を受給していた方  
年金事務所にお問い合わせください。
- ② 各種共済年金を受給していた方  
加入していた共済組合にお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	ご遺族の続柄や受給していた年金によって必要な書類が異なります。詳しくは各受付窓口にお問い合わせください。	① 中央年金事務所 ☎ 03-3543-1411(代) 音声案内 1 → 2 ② 各共済組合

### 7 年金を受給していない方

#### 手続き詳細

亡くなられた方の納付状況や、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、各機関へお問い合わせください。請求できる年金によって、手続き可能な方や順位が異なります。詳しくは、各機関へお問合せください。

- ① 加入歴が国民年金第1号期間のみの方  
年金係にお問い合わせください。
- ② 厚生年金に加入したことがある方、国民年金第3号期間のある方  
年金事務所にお問い合わせください。
- ③ 共済組合に加入したことがある方  
加入していた共済組合にお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	手続き内容によって必要な書類が異なります。詳しくは各受付窓口にお問い合わせください。	① 保険年金課年金係 ☎ 03-3546-5371 ② 中央年金事務所 ☎ 03-3543-1411(代) 音声案内 1 → 2 ③ 各共済組合

## ③ 保険

### 8 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた方

#### 手続き詳細

(1) 有効期限内の国民健康保険被保険者証（資格確認書）・後期高齢者医療保険被保険者証（資格確認書）などをご返却ください。加入者が亡くなられたことにより、送付先変更の解除をご希望の場合は申請が必要です。なお、亡くなられた方の資格は死亡日の翌日で自動的に喪失するため、資格喪失の届出は不要です。

※国民健康保険については、亡くなられた方が世帯主だったときは「世帯主変更届」が必要です。

(2) 「葬祭費」の申請ができます。期限は葬儀を行った日の翌日から2年以内です。申請できるのは、葬儀を行った方（喪主）または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
<b>窓口</b> ※世帯主変更は窓口のみとなります。	(1)について <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証（資格確認書）など  (2)について <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが分かるもの （喪主の氏名及び故人の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬はがき） <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）の銀行口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 ※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>国民健康保険 委任状</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>後期高齢者医療制度 委任状</p> </div> </div>	(1) 被保険者証（資格確認書）などについて 保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362  (2) 葬祭費について 保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360  <b>【(1)(2)両方受付】</b> ①日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ②月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ③晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
<b>郵送</b> （本庁舎のみ）	詳しくはお問い合わせください。	(1) 被保険者証（資格確認書）などについて 保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362  (2) 葬祭費について 保険年金課給付係 ☎ 03-3546-5360

## ③ 保険

### 9 保険料の未納がある方(国保・後期)

#### 手続き詳細

詳細はご相談ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・電話	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368

### 10 保険料に過払いがある方(国保・後期)

#### 手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。  
後日指定された口座に還付します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入)	①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365

MEMO

.....

.....

.....

.....

## ④ 介護

### 11 65歳以上または介護認定を受けていた方

#### 手続き詳細

介護保険被保険者証の返却が必要です。  
ご家族などが手続きができます。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	介護保険課 介護認定係 ☎ 03-3546-5385

### 12 高額介護サービス費を受給していた方

#### 手続き詳細

未支給分がある場合、振込口座の変更が必要になります。  
手続きが必要な方には、後日、書類を郵送します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など (亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの) ※手続き内容により必要なものが異なります。	①介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	介護保険課 事業者支援給付係 ☎ 03-3546-5377

MEMO

## ④ 介護

### 13 保険料の未納がある方(介護)

#### 手続き詳細

詳細はご相談ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・電話	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	保険年金課 収納推進担当 ☎ 03-3546-5368

### 14 保険料に過払いがある方(介護)

#### 手続き詳細

保険料の還付が決定した場合、「保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書」を亡くなられた方あてに送りますので、代表相続人は還付金を請求してください。  
後日指定された口座に還付します。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	<input type="checkbox"/> 代表相続人申立書 (保険料過誤納金還付請求兼口座振替依頼書に記入)	①保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365 ②日本橋特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3666-4251 ③月島特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3531-1151 ④晴海特別出張所 地域活動係 ☎ 03-3520-8096
郵送 (本庁舎のみ)	詳しくはお問い合わせください。	保険年金課収納係 ☎ 03-3546-5365

MEMO

## 5 高齢者

### 15 おとしより介護応援手当を受給していた方

#### 手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など (亡くなられた方と手続きされる方の関係が分かるもの) ※手続き内容により必要なものが異なります。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

### 16 おむつ代助成を受給していた方

#### 手続き詳細

未支給分を親族が受けとるための手続きが必要な場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> おむつ代領収書 など ※助成対象月などによって必要なものが異なります。	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

MEMO

## 5 高齢者

### 17 一般寝台の貸与を受けていた方

#### 手続き詳細

一般寝台をご返却いただくための手続きが必要です。  
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

### 18 緊急通報システムを利用していた方

#### 手続き詳細

設置機器を取り外すための手続きが必要です。  
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

### 19 徘徊高齢者探索システム費用助成を受けていた方

#### 手続き詳細

機器をご返却いただくための手続きが必要です。  
ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	高齢者福祉課 高齢者サービス係 ☎ 03-3546-5355

MEMO

## ⑥ 障害・保健

### 20 身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をお持ちだった方

#### 手続き詳細

身体障害者手帳、愛の手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)をご返却ください。  
※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 (更生医療)	障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322

### 21 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった方

#### 手続き詳細

有効期限が残っている場合は、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院)をご返却ください。

※ご希望により、手帳に貼付されている写真はご返却が可能です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 (精神通院)	①障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322 ②健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ③日本橋保健センター 健康係 ☎ 03-3661-3515 ④月島保健センター 健康係 ☎ 03-5560-0765 ⑤晴海保健センター 健康係 ☎ 03-6381-2972

MEMO

## ⑥ 障害・保健

22

障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証など各種サービス受給者証をお持ちだった方

### 手続き詳細

受給者証をご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 各種サービス受給者証	障害者福祉課 相談支援係 ☎ 03-3546-6032 FAX 03-3248-1322

23

東京都心身障害者医療費助成の受給者証(マル障)をお持ちだった方

### 手続き詳細

- ① 受給者証をご返却ください。
- ② 都外の医療機関を受診した方は、医療費の還付請求ができます。  
手続きできるのは、亡くなられた方の親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<b>【医療費の還付請求】</b> <input type="checkbox"/> 医療費領収書 <input type="checkbox"/> マル障受給者証 <input type="checkbox"/> 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (亡くなられた方と請求者との相続関係が確認できるもの)	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

## 24 医療費助成制度の認定を受けていた方

### 手続き詳細

- (1) 難病医療費助成
  - (2) B型C型肝炎医療費助成
  - (3) 小児慢性医療費助成
  - (4) 育成医療費助成 など
- 受給者証、医療券などをご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 受給者証・医療券など	①健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター健康係 ☎ 03-5560-0765 ④晴海保健センター健康係 ☎ 03-6381-2972

## 25 心身障害者福祉手当を受給していた方

### 手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可) <input type="checkbox"/> 申立書	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

## ⑥ 障害・保健

### 26 難病患者福祉手当を受給していた方

#### 手続き詳細

未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可)	①健康推進課給付係 ☎ 03-3541-5930 ②日本橋保健センター健康係 ☎ 03-3661-3515 ③月島保健センター健康係 ☎ 03-5560-0765 ④晴海保健センター健康係 ☎ 03-6381-2972

### 27 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給していた方

#### 手続き詳細

- ①資格喪失手続きが必要です。
- ②未支給分の請求が必要になる場合があります。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本などの写し (関係性が住民票で確認できる場合は省略可)	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 28 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)を受給していた方

### 手続き詳細

- ①資格喪失手続きとともに、新規認定請求が必要です。亡くなられた日から15日以内の申請の場合、亡くなられた月の翌月分から支給となります（特別児童扶養手当のみ）。
- ②未支給分の請求が必要になる場合があります。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<b>【新規認定請求】</b> <input type="checkbox"/> 請求者と児童の戸籍謄本 （特別児童扶養手当のみ） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、愛の手帳 （お持ちの方のみ） <input type="checkbox"/> 請求者の銀行などの口座番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者および対象児童のマイナンバー確認書類 <b>【未支給分の請求】</b> 詳しくはお問い合わせください。	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

## 29 特別児童扶養手当または児童育成手当(障害手当)の対象だった児童

### 手続き詳細

資格喪失または額改定手続きが必要です。手続きできるのは手当の受給者です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 資格喪失届	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

MEMO

## ⑥ 障害・保健

### 30 自動車燃料費助成、おむつ代助成、身体障害者電話料金助成

#### 手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 請求書（自動車燃料費助成、おむつ代助成のみ） <input type="checkbox"/> 口座振替登録依頼書 <input type="checkbox"/> 領収書	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

### 31 知的障害者位置情報サービス費用助成を受けていたまたは端末機を使用していた方

#### 手続き詳細

資格喪失手続きなどが必要です。未請求の助成金がある場合、請求することができます。手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	詳しくはお問い合わせください。	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

### 32 緊急通報システムを利用していた方

#### 手続き

設置機器を取り外すための手続きが必要です。ご連絡ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
電話	—	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

### 33 福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券を受給していた方

#### 手続き詳細

福祉タクシー利用券、リフト付ハイヤー利用券をご返却ください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 福祉タクシー利用券 <input type="checkbox"/> リフト付ハイヤー利用券	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322

### 34 東京都都営交通無料乗車券(磁気式)をお持ちだった方

#### 手続き詳細

東京都都営交通無料乗車券(磁気式)をご返却ください。  
 手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	ICカード式(PASMO)の場合は手続きが異なります。詳しくは②にお問い合わせください。	①障害者福祉課 障害者福祉係 ☎ 03-3546-5389 FAX 03-3248-1322 ②都営交通 お客様センター ☎ 03-3816-5700 FAX 03-3812-7640

### 35 公害医療手帳をお持ちの方

#### 手続き詳細

公害医療手帳のご返却と返還届をご提出ください。  
 ※遺族補償費などの支給対象となる場合、亡くなられた日から2年以内に手続きが必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 公害医療手帳 ※詳しくはお問い合わせください。	健康推進課給付係 ☎ 03-3546-5400







39

18歳以下の児童（児童に一定程度以上の障害がある場合、20歳未満）の保護者だった方

手続き詳細

ひとり親手当等（児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成）を受けられる場合があります。

手続きできるのは、児童を養育している方です。

- ①児童扶養手当、児童育成手当…申請日の属する月の翌月分から支給
- ②ひとり親家庭等医療費助成…申請日から助成

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<p><b>【窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者および児童の戸籍謄本 （発行後1か月以内のもの、亡くなられた記載があるものに限る。）</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の銀行などの口座番号が分かるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と児童の加入健康保険が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）もしくはマイナ保険証</li> </ul> <p>※その他、申請者のご事情により必要な書類があります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p><b>【郵送】</b> 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350</p>

40

児童扶養手当、児童育成手当を受給していた方

手続き詳細

未支給分がある場合、請求することができます。

手続きできるのは亡くなられた方の同居親族の方などです。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 銀行などの口座番号が分かるもの（受取の権利がある方名義） 詳しくはお問い合わせください。</li> </ul> <p>※代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。</p>	<p>子ども子育て支援課 子育て給付係 ☎ 03-3546-5350</p>

## 7 子ども

### 41 保育園に通園・申し込みしている子がいる方

#### 手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。  
 手続きできるのは、亡くなられた方と同じ世帯の方です。  
 代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	詳しくはお問い合わせください。	保育課保育入園係 ☎ 03-3546-5227 ☎ 03-3546-5387 ☎ 03-3546-9587

### 42 学童クラブ・プレディを利用(利用申請)している子がいる方

#### 手続き詳細

亡くなられた方により手続きが必要な場合があります。  
 詳しくは利用している学童クラブ・プレディにお問い合わせください。

申請方法	必要なもの
窓口・郵送	詳しくはお問い合わせください。

#### 受付窓口

①築地学童クラブ ☎03-3544-0127	⑥月島学童クラブ ☎03-3533-0885	⑪プレディプラス久松 ☎03-3663-7045	⑯プレディ明石 ☎03-3544-2860
②新川学童クラブ ☎03-3553-2084	⑦勝どき学童クラブ ☎03-3531-3250	⑫プレディプラス月島第一 ☎03-3531-4746	⑰プレディ明正 ☎03-3551-3673
③堀留町学童クラブ ☎03-3661-8937	⑧晴海学童クラブ ☎03-3534-3021	⑬プレディプラス月島第二 ☎03-3531-1045	⑱プレディ日本橋 ☎03-3668-2331
④浜町学童クラブ ☎03-3669-3386	⑨プレディプラス中央 ☎03-3551-0522	⑭プレディプラス豊海 ☎03-3534-1300	⑲プレディ有馬 ☎03-3666-3960
⑤佃学童クラブ ☎03-3531-7811	⑩プレディプラス京橋築地 ☎03-3545-2843	⑮プレディプラス晴海西 ☎03-3520-8552	⑳プレディ佃島 ☎03-3536-7041
			㉑プレディ月三 ☎03-3531-7251

チェックリスト  
 主な手続き  
 区役所外の主な手続き  
 相続について  
 その他の相談

43

- ①就学援助費または就学奨励費を受給していた方
- ②これから就学援助費または就学奨励費の受給を希望する方

手続き詳細

国公立の小学校または中学校に通っている児童生徒の保護者で所得要件などの認定要件を満たす方に対して、学用品費などを支給しています。  
 申請する時期により、支給金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。  
 手続きできるのは、国公立の小学校または中学校（就学奨励の場合は特別支援学級など）に通っている児童生徒の保護者です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 (マイナンバーカードの写しなど)	教育委員会事務局 学務課学事係 ☎ 03-3546-5513

MEMO



## ⑨ 原付バイク

### 46 原付バイク(125cc以下)を所有していた方

#### 手続き詳細

廃車または名義変更の手続きが必要です。  
手続きの内容により期限は異なります。詳しくはお問い合わせください。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口・郵送	<b>【窓口】</b> <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 ※手続きの内容によりその他 必要な書類があります。 <b>【郵送】</b> 詳しくはお問い合わせください。	税務課管理係 ☎ 03-3546-5267

## ⑩ その他

### 47 犬を飼っている方

#### 手続き詳細

所有者の変更が必要です。  
手続きできるのは新しく飼い主となられた方または代理人です。

申請方法	必要なもの	受付窓口
窓口	詳しくはお問い合わせください。	生活衛生課 生活衛生事業係 ☎ 03-3546-5762

### 48 個別に行政サービスの提供を受けている方

#### 手続き詳細

各担当部署にサービス提供の中止のご連絡をお願いします。  
広報紙の個別配送 など

申請方法	必要なもの	受付窓口
—	各担当部署にお問い合わせください。	各担当部署

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。手続きの際は勤務先にご確認ください。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p><b>【必要なもの】</b> 年金請求書、故人の年金手帳または基礎年金番号通知書、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者の所得の証明書、住民票、振込先口座番号の分かるものなど</p> <p><b>【手続き先】</b> 最寄りの年金事務所にご相談ください。</p>

# お墓の改葬の手続きについて

## 1 新しい改葬先を確保

改葬先の墓地の管理者から墓地の使用許可証を発行してもらいます。

## 2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書（遺骨を特定できる証明書）を発行してもらいます。（区の改葬許可申請書をご利用ください。）

## 3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

### ▼必要書類

改葬許可申請書（埋葬証明書）、墓地の使用許可証、遺骨との関係を確認できる戸籍の証明書、本人確認書類

### ▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

## 4 遺骨の取り出し

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出し業者の依頼など詳細は墓地の管理者にお問い合わせください。

## 5 納骨

改葬先の墓地の管理者に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※散骨や手元供養の場合は異なります。

◇このほか、地域による風習や墓石の制限など、墓地の管理者や地域の情報を前もってお調べいただくとともに、手続きを始める前に、ご親族内で話し合われることをおすすめします。

問い合わせ先

区民生活課戸籍係  
☎ 03-3546-5317

MEMO

# 区役所以外での主な手続き一覧

チェック欄☐は、該当する場合や手続きが完了した際などにお使いください。

番号	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など	☑
1	生命保険 預貯金口座 クレジットカード 有価証券など	死亡保険金や入院給付金の請求、口座凍結解除の手続き、名義変更など	各契約会社・金融機関など	☐
2	固定電話・携帯電話 インターネット・ プロバイダー ケーブルテレビなど	契約継承・名義変更・解約	各契約会社など	☐
3	NHK受信料	名義変更・解約	☎ 0570-077-077	☐
4	水道（上下水道）	水道の使用中止・開始・ 名義変更、料金支払い変更 （口座振替等）	東京都水道局お客さまセンター ☎ 0570-091-100（ナビダイヤル） または、☎ 03-5326-1101	☐
5	電気・ガス料金など	名義変更・解約	領収書に記載されている 会社・営業所	☐
6	運転免許証	返納	最寄りの警察署にお問い合わせ ください。	☐
7	パスポート	返納・失効手続き	東京都パスポート電話案内センター ☎ 03-5908-0400	☐
8	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記 ※令和6年4月1日から相 続登記の申請が義務化さ れました。詳しくは東京法 務局ホームページや本冊 子P.41・42をご覧ください。	管轄している法務局にお問い 合わせください。 東京法務局登記電話案内室 ☎ 03-5318-0261	☐
9	国民年金・厚生年金 を受給していた	必要な手続きをお問い合 わせください。	日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	☐
10	共済年金を受給して いた	必要な手続きをお問い合 わせください。	加入していた共済組合	☐
11	所得税・消費税 （準確定申告・納税） について	必要な手続きや申告期限 などをお問い合わせくだ さい。	国税相談ダイヤル ☎ 0570-00-5901 日本橋税務署 （代表）☎ 03-3663-8451	☐
12	相続税（申告・納税） について	※国税庁ホームページ「タッ クスアンサー」では、よくあ る税のご質問に対する一般 的な回答を税金の種類ごと に調べることができますの で、ご活用ください。	京橋税務署 （代表）☎ 03-4434-0011 ※自動音声に従って「1」を選 択し、国税局電話相談センタ ー（一般相談窓口）にお問い合 わせください。	☐

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

番号	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など	<input checked="" type="checkbox"/>
13	固定資産税について	相続人など新たな所有者となった方の申告(現所有者申告)、振替口座の変更	土地・家屋が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。 中央都税事務所 (代表) ☎ 03-3553-2151	<input type="checkbox"/>
14	二輪車(125cc超)、自動車を所有していた	名義変更・廃車手続き	【相続人の住所が品川・世田谷ナンバー管轄の場合】 東京運輸支局 ☎ 050-5540-2030 (相続関係問い合わせコード03121)  【相続人の住所が上記以外の場合】 相続人の住所を管轄する運輸支局等にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
15	軽自動車(四輪、三輪)を所有していた	名義変更・廃車手続き 	軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎ 050-3816-3100	<input type="checkbox"/>
16	在留カードまたは特別永住者証明書の交付を受けていた	在留カードまたは特別永住者証明書のご返納をお願いします。 ※中央区役所では手続きできません。 また、返納には在留カードまたは特別永住者証明書と、死亡の事実を証する書面の写し等が必要です。	返納先について 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局オンライン審査部内おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 ☎ 03-3599-1068 ※郵送での返納の場合、原本は返却いたしません。 【直接持参する場合】 東京出入国在留管理局審査管理部門(2階 D窓口) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 ☎ 0570-034259 (内線210)	<input type="checkbox"/>
17	東京都シルバーパスを持っていた	各バス営業所等にご返却ください。 詳細は東京バス協会にお問い合わせください。	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950 (シルバーパス専用電話)	<input type="checkbox"/>

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所（例えば、市役所の資産税課や都税事務所など）で「名寄帳（亡くなった方の保有している不動産をまとめた証明書）」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人が確定申告書を提出しないで死亡した場合及び死亡した年分の所得税について、各々の申告書を提出しなければならないときは、その相続人が相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。



## 「相続登記の申請の義務化」など不動産に関するルールが大きく変わりました。

### ●なぜ変わったの？

不動産の相続登記がなされないことにより所有者不明の土地が発生し、災害が発生した際の復興事業等の土地の円滑・適正な利用に支障が生じていました。また、所有者不明の建物の発生により、適正に管理されない空き家が増加し、治安の悪化や倒壊等のおそれが生じています。



そこで、不動産の相続による所有者の登記を義務付け、所有者不明の不動産の発生予防を図ることとなりました。

※不動産相続登記とは

土地や建物等の所有者がお亡くなりになった場合に、その土地や建物等の所有者を相続人に名義変更する手続きのことです。

### ●相続登記をしなかったら？

正当な理由なく、相続登記を怠ったときは、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。

令和6年4月より前に発生した相続でも、不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象になるので、注意が必要です。

●相続人で必要な遺産分割を行い、今のうちから相続登記を速やかに行いましょう。

### ●相続登記はどこで手続きするの？

不動産の所在地の法務局（登記所）で行います。

### ●手続き方法は？

登記申請書を提出して、名義書き換えを行います。

- ①遺言書による相続
- ②遺産分割協議による相続
- ③法定された割合による相続

などがあり、ケースにより必要な登記や書類が異なります。

## ●相続登記の手続きの流れ < 法定相続分のとおり相続したケース >

### ステップ 1 必要書類の取得

①相続が開始したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本
- 被相続人の住民票の除票または戸籍附票
- 相続人の戸籍謄本

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

### ステップ 2 登記申請書の作成

●法務局(登記所)に提出する登記申請書を作成します。

### ステップ 3 登記申請書の提出

●不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)に登記申請書と添付書面を提出します。

### ステップ 4 登記完了

●法務局(登記所)から登記完了証・登記識別情報通知書の交付を受けます。

## 相続登記の申請義務化以外にも多くの変更(改正)がされました!

- 共有制度の見直し(令和5年4月1日施行)  
共有物の変更・管理が円滑にできるように
- 相続制度の見直し(令和5年4月1日施行)  
特別受益及び寄与分の適用が一定の期間までに制限
- 財産管理制度の見直し(令和5年4月1日施行)  
所有者不明土地建物・管理不全状態土地建物に特化した財産管理人を選任できるように
- 相続土地国庫帰属制度の創設(令和5年4月27日施行)  
一定の要件を満たす土地を国へ帰属させることが可能に
- 相隣関係の規律の見直し(令和5年4月1日施行)  
不明確だった隣地使用权・ライフライン設置権の明文化

あなたと家族をつなぐ相続登記  
～相続登記・遺産分割を進めましょう～

法務省ホームページ



【協力・監修/東京司法書士会中央支部】

# 法定相続情報証明制度について

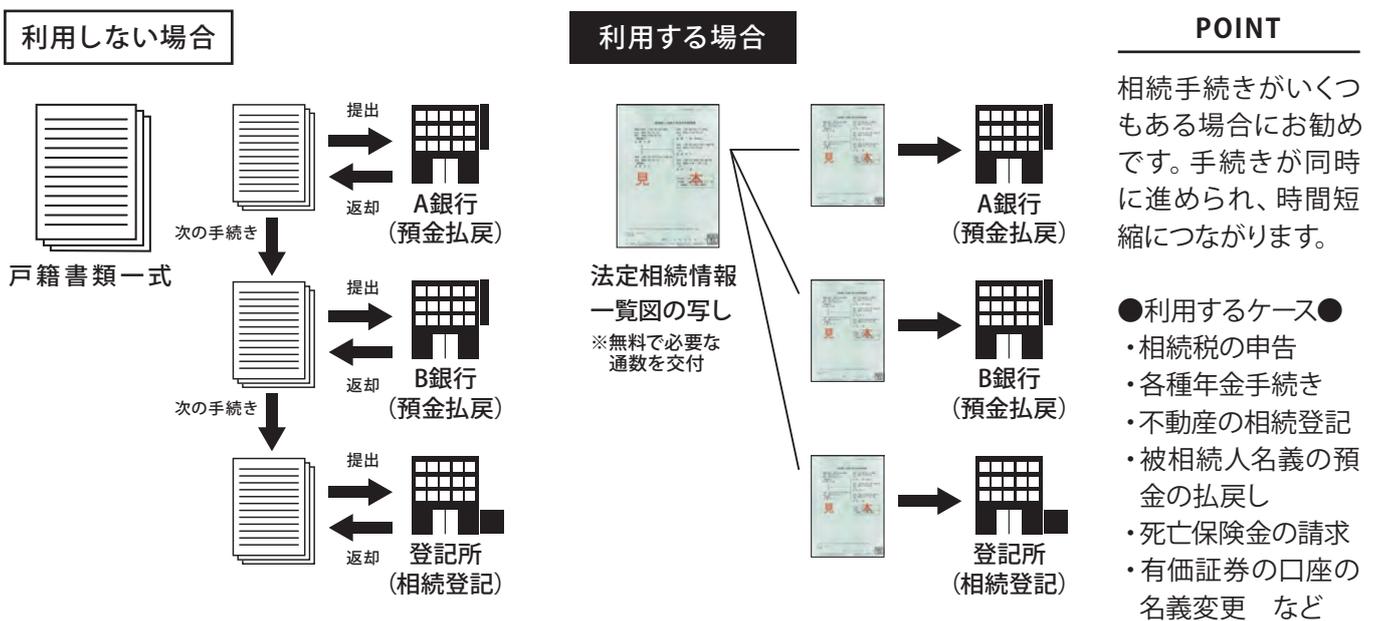
あなたの手続きを応援します！

## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度



### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- STEP1 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- STEP2 法定相続情報一覧図を作成します。（※2）
- STEP3 所定の申出書（申請書）を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図は5年間保管されます。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを（右図見本）、必要な通数の交付の申出をします。戸除籍謄本などは返却されます。



#### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

#### （※2）POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※3）に依頼することも可能です。

（※3）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索



MEMO

チェックリスト

主な手続き

区役所外の主な手続き

相続について

その他の相談

## その他の相談

### 区役所1階にある区民相談室での主な相談

相談内容	実施日	時間	問い合わせ先
① 法律相談	毎週金曜日	午後1時から 午後4時  【要予約】	☎ 03-3546-9590
② 行政書士相談 東京都行政書士会中央支部	毎月第3水曜日		
③ 不動産取引相談 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中央支部	毎月第3月曜日		
④ 土地家屋調査測量・表示登記相談 東京土地家屋調査士会千代田・ 中央支部	毎月第4木曜日		
⑤ 司法書士相談 東京司法書士会中央支部	毎月第1火曜日		
⑥ 成年後見・司法書士相談 東京司法書士会中央支部	毎月第3火曜日		
⑦ 遺言・公証相談 中央区内の各公証役場	毎月第1水曜日		☎ 03-3546-5266
⑧ 税務相談 東京税理士会京橋支部	毎月第2・4水曜日		
⑨ 年金相談 東京都社会保険労務士会 中央支部	偶数月の第4水曜日		

### 日本橋特別出張所・月島特別出張所・晴海特別出張所での主な相談

相談内容	場所	実施日	時間	問い合わせ先
法律相談	日本橋特別出張所	毎月第2・4水曜日	午後1時から 午後4時 【要予約】	☎ 03-3546-9590
	月島特別出張所	毎月第1・3月曜日		
	晴海特別出張所	毎月第3木曜日		
年金相談	日本橋特別出張所	5月、11月の第3水曜日	午後1時から 午後4時 【予約不要】	☎ 03-3546-5370
	月島特別出張所	7月、1月の第4水曜日		
	晴海特別出張所	9月、3月の第4水曜日		

## 区民葬儀を利用したい方

葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行う葬儀です。

### 対象者

亡くなられた方が、葬儀を行う方が23区内にお住まいであれば、ご利用できます。

### 利用できるもの

祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器のうち、必要なものを選択・組み合わせることができます。

- その他葬儀に必要な諸費用が別料金としてかかります。
- 詳しい内容や料金は問い合わせ先（消費生活係）または取扱指定店にご確認ください。

### 交付窓口

- ① 区役所区民生活課戸籍係
  - ② 日本橋特別出張所区民係
  - ③ 月島特別出張所区民係
  - ④ 晴海特別出張所区民係
- 【夜間・休日】区役所本庁舎宿日直受付

### 利用方法

1. 区民葬儀取扱指定店に区民葬儀利用の申し出をする。
2. 区役所等に死亡届を提出する時に、区民葬儀券の交付を申し出て、受け取る。
3. 取扱指定店に区民葬儀券を持っていく。

### 区内の区民葬儀取扱指定店（令和7年4月現在）

- 日本橋式典 住所：中央区東日本橋1-4-3  
☎ 03-6280-3344
- (株)三特興業社 住所：中央区日本橋茅場町2-17-3  
ブルーハイツ茅場町504号  
☎ 03-3527-2202
- (株)グローバルケア 住所：中央区佃3-3-3  
☎ 03-5548-2170
- (有)三谷葬儀社 住所：中央区月島3-7-7  
☎ 03-3531-1390

### 問い合わせ先

区民生活課消費生活係 ☎ 03-3546-5332



中央区ホームページ

MEMO

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

# Gulliver 扇橋店

## おクルマに関するご相談は ぜひガリバー扇橋店に お任せください。



遺産車両の名義変更のやり方を知りたい



売却に必要な手続きや書類を知りたい



家族のクルマの価値を知りたい



古いクルマなんだけど買取できる？  
エンジンもかからないし、タイヤもパンクしてる・・・

### 無料

相談・査定  
出張も可能!

### 安心

創業30年  
プライム上場企業  
クルマのことならガリバー

### 丁寧

思い出のつまった  
大切なおクルマ  
親身に寄り添い対応します

## まずはお気軽にお電話ください!

Gulliver

無料査定・高価買取  
扇橋店

電話番号

# 0120-433-347

東京都江東区扇橋2丁目18-1 営業時間 10:00~20:00

Q ガリバー扇橋

検索



四つ目通り沿い、扇橋2丁目交差点北50m

運営元：株式会社IDOM 古物許可証 公安委員会：東京都公安委員会許可 許可証番号：No.307779803920

24 時間 365 日受付

# 相続手続き

にお困りの方は私にお任せください。

遺産調査・整理

遺産分割協議

遺言書作成

生前贈与

成年後見



親族間で解決困難な相続問題は、  
 専門家にお任せください。

＼ お気軽にご相談ください。／



東京都中央区銀座 5-8-5

地下鉄銀座駅から徒歩1分程度

## 高下謹彦法律事務所

☎ 03-5568-6655

FAX : 03-5568-6656 <https://takashita-law.jp/>  
 営業時間：24 時間 年中無休



相続税申告

遺産相続手続

# 相続のお悩み、「相続の専門家」におまかせください!

お医者様に専門医があるよう、  
 税理士にも専門分野/得意分野があります。  
 初めての相続で不安を抱える方もご安心ください。  
 相続専門の税理士/行政書士が  
 親身に徹底サポート、  
 「円満な相続」の実現をお手伝いいたします。

こんなお悩み、ありませんか??

- 申告・納税する必要があるのか知りたい
- 必要な手続きや方法が分からない
- 相続税を少しでも安く抑えたい
- 納税資金が足りるか不安
- 仕事が忙しくて時間がない



相続専門スタッフが、必要な手続きをワンストップでサポート

相続人  
調査

財産調査  
・  
評価

遺産分割  
協議書の  
作成

相続税  
申告書の  
作成・提出

各種  
資産の  
名義変更

※司法書士と提携して  
行っております

その他、煩雑で  
手間がかかる手続きも、  
ワンストップで  
対応可能です。



## 料金体系について

低価格・事前見積で明朗

相続税申告業務

132,000円(税込)~

相続手続き一括代行

275,000円(税込)~

その他HPよりご確認ください。

## 初回相談無料

お仕事帰りの夜間や休日でも  
ご相談頂けます。 **要事前予約**

対面/お電話/オンラインなどお客様  
のご都合に合わせて柔軟に対応いた  
します。不安やお悩みなど、些細なことでも  
お気軽にご相談ください。

時間外・定休日も事前予約で対応可能

お問い合わせの  
お電話はこちらまで



**0120-734-806**



東京ベイ  
相続サポート

税理士事務所 / 行政書士法人

東京ベイ相続サポート税理士事務所 / 行政書士法人

所在地  
アクセス

〒104-0051 東京都中央区佃2丁目18番4号 トダカ佃コーポ4階  
 都営大江戸線・東京メトロ有楽町線  
 「月島駅」4番出口から徒歩1分

営業時間

平日10:00~19:00 定休日 土・日・祝

ホームページ

<https://tokyobay-souzoku.com/>



こちらからも  
アクセス  
できます

代表 野口裕太 (公認会計士/税理士/行政書士)

●公認会計士(日本公認会計士協会東京会所属登録番号40035) ●税理士(東京税理士会京橋支部所属登録番号143018) ●行政書士(東京都行政書士会中央支部所属 登録番号20082164)

# 不動産に関するご相談は 野村不動産ソリューションズ日本橋営業部へ お気軽にご相談ください!



不動産に関するパートナー ― 居住用から事業用不動産まで、不動産のことなら野村の仲介+(PLUS)日本橋営業部 コンサルティング一課にお任せください。

我々が  
チーム体制で  
対応します!

チームリーダー  
もとぎ たかき  
茂木 宝樹



たかぎ きよたか  
高城 清隆



おだか ゆうま  
小高 勇真



すずき りゅうのすけ  
鈴木 龍之介



こんどう はるか  
近藤 陽香



せこぐち  
世古口 りほ



私たちは、不動産取引の  
プロフェッショナルです。



私自身 居住用不動産から事業用不動産、投資用不動産の専門部署や大手金融機関 超富裕層対応部門に在籍していた経験から、様々なお客様のニーズにお答えしてまいりました。不動産は分割しにくい、相続前後ともに相続不動産が争族の火種となるケースも多くございます。皆様の資産承継のアドバイスも得意分野で、円満な継承のためのご相談も可能です。当課では居住用不動産をメインに扱う会社とは違った角度でのご提案が可能ですので是非お気軽にご相談くださいませ。

野村の仲介+(PLUS)日本橋営業部  
コンサルティング一課長

おおしま ゆうすけ  
大島 悠輔



購入に  
関するご相談は  
コチラ



WEB  
無料査定は  
コチラ

# 野村の仲介+

PLUS

日本橋営業部 コンサルティング一課

0120-691-465

TEL:03-5202-7095  
FAX:03-5202-7097

野村不動産ソリューションズ株式会社 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目2番6号 日本橋通り二丁目ビル11階  
国土交通大臣免許 (5) 第6101号・(一社) 不動産流通経営協会会員・(公社) 首都圏不動産公正取引協議会加盟

ネットではみかえ ノムコム  
nomu.com

ノムコム 日本橋営業部

検索

# 相続手続きなら 私たちにおまかせください

累計  
相談実績  
3,000件  
以上



## 相続でお悩みならHOPにご相談ください

- ☑ 何から手を付けたらよいか、わからない
- ☑ 平日に休みが取れないため、手続きが進まない
- ☑ 相続した不動産を売却したい
- ☑ 相続人に認知症の方や未成年者がいる
- ☑ 相続税がかかるか心配



### ● HOPが選ばれる理由

- ① 豊富な相談実績
- ② わかりやすい料金体系
- ③ 土日でも相談可能
- ④ 初回相談無料

### ● 相続手続きサポート・フルとは

相続に関する手続きは、預金口座や有価証券・不動産の名義変更、保険金の請求、年金手続きなど多岐にわたります。相続手続きサポートフルでは、不動産、預貯金、有価証券に関する全ての相続財産の名義変更、財産分配をお客様のご希望に応じてお引き受けするサービスです。

**料金 165,000円(税込)～**

- ※ 相続税申告が必要な場合は、別途お見積りいたします
- ※ 相続登記は、当方にて、司法書士を手配いたします



## HOPグループ 行政書士法人HOP 税理士法人HOP

東京都中央区日本橋人形町  
2-13-9  
FORECAST人形町 7階



まずはお気軽に  
ご連絡ください



**03-5614-8700**

# ちいさな相続手続き

お任せください！

相続手続き  
何から始めたら  
いいの？

まずは  
**無料相談**  
したい

認知症の家族  
について相談したい



財産の種類が  
**少ない**  
自分で出来ない手続き  
だけ依頼したい

高齢のため  
自宅へ訪問して欲しい

戸籍収集、財産調査、遺産分割協議書作成、遺産の名義変更など、必要かつご希望の手続きをお手伝いします。財産内容によっては税理士・司法書士と連携しワンストップで業務を進めます。

経験豊富な行政書士が丁寧にお手伝いします  
まずはお気軽に無料相談から！

相続人が海外にいらっしゃる場合も  
お手伝いします！

## 行政書士オフィス 未来計画

東京都中央区新川2-21-10  
リードシー八丁堀2F-1  
mail : info@future-design.info



行政書士  
山田和彦  
やまだかずひこ



事務所HP

☎03-3552-6332

女性行政書士がきめ細かく  
お手伝いします！

## 行政書士事務所 ユーサポート

東京都江東区佐賀1-8-4-503  
mail:gyousei-u-support503@nifty.com



行政書士  
上野佳子  
うえのけいこ



事務所HP

☎080-5983-6076

# 相続手続は『司法書士事務所 法研』にご相談ください

複雑な相続手続を、司法書士が丁寧にサポートいたします。

## 戸籍の集め方がわからない…

▶相続に必要な戸籍類の収集、代行できます。まずはご相談ください。

## 相続登記は令和6年から義務化されました

▶放置すると過料の対象に。早めの対応で安心を確保しましょう。

## 忙しくて手続の時間が取れない…

▶書類の取得から登記申請・銀行手続まで、できる限りご負担を軽減いたします。

## 名義変更ってどこまで必要なの？

▶不動産・預貯金・証券など、名義変更の全体像を丁寧にご説明します。



## 遺言書を残したいけど、何から始めればいいのか？

▶ご本人のご希望を丁寧に伺い、適切な形式での作成をお手伝いします。

手続の全体像をわかりやすくご説明し、必要な準備をお手伝いします。



## 司法書士事務所 法研

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町二丁目8番11号 U-BOATビル4階

TEL 03-6206-9400

平日9時～17時



当事務所には、相続等について経験豊富な弁護士が多数在籍しております。皆様に寄りそって対応させていただきます。お気軽にご相談ください。

電話：03-5537-8011（代表） 受付時間：10:00～17:00（平日）



## 大洋綜合法律事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-2-1 X-PRESS 有楽町7階

（銀座駅 C1 出口徒歩 2 分、日比谷駅 A4 出口徒歩 2 分、JR 有楽町駅銀座口徒歩 4 分）

ウェブサイト：<https://www.ocean-law.jp/>

弁護士 江森史麻子

弁護士 日吉由美子

弁護士 田村 宏次

弁護士 田中 東陽

弁護士 田中 太陽

弁護士 小山征史郎



# 相続の困りごとは、東急リバブルとプロの専任担当と一緒に解決します!

相続財産の半数近くは不動産です

マンション 一戸建 土地 収益用不動産

- 高額な相続税支払いのためのご売却
- 不動産を売却して現金を相続人で公平に分割する
- 住む予定のない相続不動産の資産活用
- 共有名義の不動産の売却方法



プロの「相続×不動産」診断

Legacy 税理士法人レガシィ

東急リバブル

無料

相続税簡易診断書  
(税理士法人レガシィ作成)

相続税の簡易試算課税額の目安を提示

不動産簡易査定書<sup>※1</sup>  
(東急リバブル作成)

相続対象不動産の簡易査定・売却価格の目安を提示

上記の診断結果を踏まえて、税理士法人レガシィと当社相続サービス専任担当による無料個別相談<sup>※2</sup>をご利用いただくことができます。

※1 本書は「宅地建物取引業法第34条の2第2項」価格または評価額の根拠を明らかにするために使用するものであり、鑑定評価に使用するものではありません。 ※2 個別相談は原則1回まで、所定の場所で開催します。



リバブル不動産買取

リバブルが買主となって  
ご所有の不動産を手間なく売却できます!

仲介手数料無料

東急リバブルが直接買取する

4つのメリット

Merit 1



最短7日間で現金化!

Merit 2



周囲に知られずに売却できます。

Merit 3



築古の建物でも現状のまま買取可能です。

Merit 4



残置物もそのまま片付け不要です。

※物件の条件など当社の審査によりご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。※一般廃棄物の収集運搬は、各自治体の許可事業者にて提携して行っております。

つなぐ。答えへ。未来へ。

東急リバブル



今からはじめるシニアの住みかえ

←ご相談はこちらの店舗に

東急リバブル株式会社 勝どきミッドセンター

携帯・スマホからもOK!  
通話料無料

0120-919-248

〒104-0054 東京都中央区勝どき4丁目6-2 パークタワー勝どきミッド4階  
TEL:03-6882-0109 FAX:03-6882-0111 E-mail:kachidokimid@ma.livable.jp

賃貸のご相談は、勝どきセンター/賃貸 0120-951-859



無料査定はコチラ



国土交通大臣(12)第2611号 (一社)不動産流通経営協会会員 (一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

# 相続でお困りのことがあれば 虎ノ門法律経済事務所へご相談ください。



1972年の創業以来、港区に本店を置く虎ノ門法律経済事務所では、様々な紛争や法律問題に携わり、多岐に渡る知識と経験を蓄積して参りました。相続のみならず、不動産、企業法務、労働、離婚等の一般民事事件を広く対応しています。相続財産に不動産や株式が含まれる場合、不動産や会社問題にも精通している必要があります。当事務所では数々の解決実績に基づき、多角的視点からサポートを行います。また、裁判官経験のある弁護士も複数在籍しています。さらに、司法書士、税理士、土地家屋調査士が在籍しており、ワンストップサービスを提供します。



所長弁護士 千賀 修一

## 1 他士業との連携で迅速な解決へ

税理士や司法書士、土地家屋調査士も在籍。不動産の名義変更や、相続税に関しても専門家を交え、迅速に対応します。

## 2 弁護士複数担当制

当事務所では、相談から解決までを2人以上の弁護士で担当し、諸問題に万全の体制で対処します。

## 3 経験豊富な弁護士があなたの味方です

当事務所には経歴50年以上のベテラン弁護士から元裁判官の弁護士など、多様なキャリアで経験豊富な弁護士が数多く在籍しています。

## 4 安心な弁護士費用

トラブルでお悩みの方が少しでも安心して依頼できるよう、相談後には見積書を交付し、弁護士報酬を予め規定しておくようにします。



虎ノ門法律経済事務所

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル9階

TEL: 03-5501-2776

✉ : t-sugawara-group@t-leo.com



お客様のご負担を最小限に実現可能

# 相続はお任せ

**無料相談**



すべてのお手続きを  
ワンストップで対応可能！

代表税理士 大貫智之  
宅地建物取引士

## 相続税申告

- 相続税はいくらかかるの？
- 相続税申告は必要か、不要か？
- 税務調査率を下げる申告をしたい

## 相続登記

- 不動産を相続したけど、登記に必要な書類を教えて欲しい
- 相続登記はいくらくらいかかるの？

## 不動産売買

- 相続した不動産を売却したい
  - 適正な売却のタイミングは？
- 相続した不動産は売却のタイミング、売却の方法で大きく節税できます。

## 節税対策

- 二次相続に向けた対策をしたい
- 生前対策を教えて欲しい

Zoom等、オンライン面談も対応可能

2次相続のシミュレーションも可能です。

☎ **03-5348-5585** メールアドレス  [info@wing-tax.com](mailto:info@wing-tax.com)

**WING税理士法人**

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-1-16 JSビル503  
ホームページ <https://wing-tax.com/>



発行 中央区区民部区民生活課

電話 03-3546-5302

編集／制作 株式会社鎌倉新書

電話 03-6866-0885

令和7年（2025年）7月発行

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。  
広告主及び広告内容を中央区が推奨するものではありません。  
広告に関するご質問等は株式会社鎌倉新書にお問い合わせください。

